

議案第145号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、児童福祉施設における諸記録について電磁的記録による作成等を認める等の必要があるによる。

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14章 児童家庭支援センター（第108条－第110条）」を
「第14章 児童家庭支援センター（第108条－第110条）
第15章 雑則（第111条）」に改める。

第80条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、同項各号に掲げる施設及び場合に応じ、当該各号に定める職員を置かないことができる。

本則に次の1章を加える。

第15章 雑則

（電磁的記録）

第111条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の

知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第80条第4項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。